

GNEP閣僚級会合高市大臣オープニングリマーク（和訳） (平成19年5月21日 於 ワシントンDC)

1. 序

内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の高市です。

日本では、原子力政策全般を内閣府（CAO）が担当しており、「原子力政策大綱」などの基本方針の策定を行うとともに、関係省庁（経済産業省（METI）、文部科学省（MEXT）、外務省（MOFA））間の調整を行っています。

本日は、主要国の原子力政策を担う閣僚級の皆様とお会いできて嬉しく思います。現在、世界における原子力の位置づけは転換点を迎えています。こうした中、皆様とともに、将来の国際的な原子力の在り方についての議論に参加することは、原子力政策を担当する者として、貴重な機会をいただいたと考えており、同時に実りある成果が得られるよう願っております。

2. 原子力新時代に向けた動きについて

既にご存知のように、今後見込まれる世界的なエネルギー消費の増大は、エネルギー安定供給はもちろん、地球温暖化防止に悪影響を及ぼす、目の前にある現実的なリスクです。これに対しては、早急かつ実効性ある対策に取り組む必要があります。先般公表されたIPCC第4次報告書でも原子力発電の有用性が指摘されているように、原子力は、安全性、経済性等に実績があり、エネルギー供給安定性と二酸化炭素排出の抑制に優れることから、その利用についてはこれまで以上に真剣な検討の対象とされるべきでしょう。

特に、エネルギー消費の大幅な増大が見込まれているアジア地域では、原子力発電を新たなエネルギー源として期待しているところが多くあります。

例えば、アジア地域で日本を含む10ヶ国が参加する「アジア原子力協力フォーラム（FNCA）」の閣僚級会合でも、最近では原子力発電の導入について話題とならないことはありません。メンバー国の中で、既に原子力発電を行っている日本、中国、韓国に加えて、インドネシア、ベトナム、マレーシアが原子力発電の導入計画を表明していますし、フィリピンやタイ、オーストラリアでも将来の電源の選択肢としての評価が開始されました。

このようにアジア地域をはじめ、世界的にも原子力発電の導入が

加速化している中で、北朝鮮のように核実験を実施した国の存在や核テロリズムの脅威が顕在化しています。原子力が持つこうした負の側面を顕在化させないよう、核不拡散体制の強化、核セキュリティの確保、原子力安全の確保等への取組を一層強化する必要性をあらためて感じています。

3. 日本の原子力政策

我が国は、1955年以来、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限り、人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的に、原子力政策を推進しています。また、IAEAによる保障措置活動も積極的にこれを受け入れ、保障措置技術の開発にも積極的に取り組んでいます。

55基の原子力発電設備を有し、NPT下の非核兵器国の中で唯一商業規模の核燃料サイクル活動を行っている我が国の原子力の平和利用に向けた努力と実績は、IAEAをはじめ関係国にも認められています。

また、我が国は、既設の原子力発電施設の大規模な代替が予想される2030年以降も、総発電電力量の30～40%程度以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すとともに、エネルギー安定供給や放射性廃棄物量の低減を目指した高速増殖炉サイクル技術の研究開発を進め、2050年頃に商業的に導入することを目指しています。

4. GNEP構想についての認識

GNEP構想の意義を私なりに整理すれば、原子力発電の利用と核不拡散の両立、環境に有害な温室効果ガスを発生しないクリーンで信頼できるエネルギーの安定供給、及び放射性廃棄物の低減について、その実現のための研究開発を中心とする世界規模での構想であると認識しています。

冒頭に述べましたように、エネルギーセキュリティ問題と地球温暖化問題という、人類共通の課題の解決に向け、原子力発電に取り組んでいくことは大変、意義があることだと考えています。とりわけ、我が国をはじめGNEPパートナー国が、新たに原子力発電に取り組む新興原子力発電国等において安全かつ核不拡散上問題ない形で原子力利用できるよう環境の整備を図るために協力していくことが重要であると認識しています。

核不拡散や原子力安全の確保を大前提に核燃料のリサイクル利用を行いながら原子力発電を進めるという我が国の原子力の研究、開発及び利用に係る取組の方針は、GNEP構想の目指す所と基本的な方向性は同じであり、本構想の実現に向け我が国の能力・経験を生かすことが出来ると考えています。

5. GNEP構想への我が国の貢献について

GNEP構想においては、資源の効率的利用と高レベル放射性廃棄物の減量を図るために、核拡散抵抗性が高い技術を用いて、核燃料をリサイクルすることとし、この条件を満たす再処理や燃料製造技術の研究開発を進めることとしています。また、製造された新型燃料を燃焼する先進リサイクル炉（ARR）の研究開発を行なうこととしています。

我が国は、これまで長期にわたり高速増殖炉の研究開発を行ない、高速実験炉「常陽」、原型炉「もんじゅ」、東海再処理施設等の経験を有し、特に昨年より、国家基幹技術としてFBRサイクル技術の研究開発を推進してきており、この分野でGNEPにおける協力に貢献できるものと考えます。

（中小型炉）

また、GNEP構想では、新たに原子力発電を導入しようとする多くの国に使いやすい電力系統規模に適合した中小型炉の開発を目指していますが、このことにおいても、我が国の民間企業が有する高い技術力により貢献できると考えます。

（保障措置技術）

さらに、GNEP構想においては、保障措置技術の一層の向上を図り、関連施設に適用することを方針にしていることを、我が国は歓迎します。

我が国では、一貫して原子力の平和利用を堅持し、IAEAの枠組みにより保障措置活動を行ってきています。IAEAは2004年以来、我が国が保有する全ての核物質が保障措置下にあると結論を出しており、その結果、我が国では順次に統合保障措置への移行が進められています。このような保障措置活動を通じて培った技術とノウハウにより、我が国が貢献できる場所は大きいと考えています。

(核燃料供給保証)

GNEP構想には、信頼性のある核燃料供給サービスの構築を目指すことが含まれています。

新たな原子力利用の拡大にともなって、各国が独自の濃縮工場等を有することとなれば、核拡散リスクが高まることが予想されます。こうした中、2003年10月にIAEA事務局長のエルバラダイ氏よりMNA (Multilateral Nuclear Approaches : 核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ) 構想が提唱されました。それを踏まえて、昨年9月のIAEA総会の際には、我が国を含め、核燃料供給保証に関して各国から活発な提案がなされるなど、核不拡散と平和利用の両立を目指した新しいアプローチが求められています。

GNEP構想の核燃料供給サービスについては、これらの動きと協調しつつ、仕組みが検討されるべきであり、我が国としても、積極的にその検討に貢献していきたいと考えています。

(具体的な協力)

我が国はこうした分野における研究開発等について、その重要性に鑑み、国際機関を通じての、また、二国間での協力を推進してきたところです。最近では、本年4月に日米両国で「日米原子力エネルギー共同行動計画」に署名して、GNEPの研究開発や原子力発電所の新規建設支援等、日米間の具体的な協力について合意をしたところです。

5. 結語

このように、GNEP構想は、我が国の原子力政策が目指すところと共通する部分が多く、我が国としても、GNEP構想の主旨に賛同するとともに、積極的にその実現に貢献していきたいと考えています。

ご静聴、ありがとうございました。 (了)